人事異動

内　閣

内閣官房（内閣副長官補付））内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））高橋　憲一
内閣官房遺棄化学兵器処理対策室長を免ずる
内閣官房（内閣官房副長官補付））同（内閣官房内閣参事官（内閣官房遺棄化学兵器処理対策室副室長）廣田　順司
内閣官房遺棄化学兵器処理対策室参事官を免ずる
同　同　北條　純人
内閣官房遺棄化学兵器処理対策室参事官を免ずる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　菱山　豊
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（警察庁警備局付）警視長　小山　倩報調査室次長を免ずる
内閣官房健康・医療戦略室次長を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省大臣官房付）総務事務官　松藤　保孝
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（警察庁警備局付）警視長　安田　浩己
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣情報調査室））の併任を解除する
（水産庁増殖推進部付）農林水産技官　勝山　潔志
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（財務省大臣官房付）財務事務官を免ずる
財務総合政策本部事務局参事官を免ずる
内閣官房行政改革推進本部事務局参事官を免ずる
内閣官房（内閣府総務官室総理大臣官邸事務所長）内閣事務官　山岸　隆
内閣府に出向させる
（内閣官房内閣人事局人事制度研究官）同　平山　眞
総務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））同　菅家　勝
経済産業省に出向させる
内閣情報分析官を免ずる（以上三月三十一日）

国家公安委員会

（千葉県警察本部警務部長）警視長　伊藤　泰充
富山県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局付）警視監　中村　格
警視庁刑事部長を命ずる（以上三月二十三日）

警　察　庁

（警視庁刑事部長）警視監　村田　隆
警察庁長官官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当）を命ずる
（警察庁長官官房総括審議官兼長官官房審議官（国際担当））同　沖田　芳樹
警察庁長官官房審議官（国際担当）兼務を免ずる
（警察庁長官官房政策評価審議官）同　島根　悟
警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）兼務を命ずる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　白井　利明
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（サイバーセキュリティ担当）を命ずる
（警察庁交通局交通規制課長）
警視長　髙木　勇人
警察庁刑事局刑事企画課長を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当））兼生活安全局付　警視監　露木　康浩
警察庁刑事局刑事企画課長事務取扱を免ずる
（富山県警察本部長）警視長　櫻澤　健一
警察庁交通局交通規制課長を命ずる（以上三月二十三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、四月五日午後三時三分御出門、和波孝禧七十歳記念演奏会を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行啓、同四時五十一分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年４月８日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　河川の名称　信濃川水系信濃川

2　河川管理施設の名称又は種類　左岸及び右岸堤防

3　河川管理施設の位置　長岡市浦字裏屋6358番地先から長岡市下山町字西島497番の２地先まで及び長岡市岩野仲島79番の１地先から長岡市草生津三丁目39番地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　長岡市長　森　　民夫

住所　新潟県長岡市大手通１丁目４番地10

5　管理の内容

⑴　道路占用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成27年３月20日から道路の存続する日まで

国家試験

平成27年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について

平成27年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同法第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成27年４月８日　環境大臣　望月　義夫

1　平成27年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　平成27年11月14日（土曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成27年７月13日（月曜日）から平成27年９月11日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160－0023　東京都新宿区西新宿４丁目２番18号　電話番号03（5309）2422）に提出又は郵送すること。郵送による場合、平成27年９月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成27年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　平成27年４月１日（水曜日）から平成28年３月31日（木曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日

⑵　検査を行う場所　北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他

臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問い合わせは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。